第三十条第五号ヘ中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改め、同号ト中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項（第四号を除く。）」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、第三十条第五号トの改正規定は、公布の日から施行する。

○財務省告示第三百八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一四トン
四	一八、三七二トン
五	五四○トン
六	二○トン
七	四トン
八	○・一トン
九	一五、○六四トン
一○	三、三五七トン
一一	三、四六六トン
一二	二七、六一○トン
一三	二、二五五、三六九トン
一四	五○六、七一三トン
一四の二	二四五、五○三トン
一五	三三六トン
一六	三、○五四トン
一七	五七、○七三トン
一八	六、一七四トン
一九	六○二トン
二○	二○○トン
二一	一二、○四三トン
二二	一九五トン
二三	二、三一二トン
二四	二○トン
二五	○トン
二六	二、一四六トン
二七	六、五三九トン
二八	一トン
二九	一四九トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	二、二五五、三六九トン
一四	四七五、九六八トン

○財務省告示第三百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　八万八千二百三十三トン

二　冷凍牛肉　十三万三千五十三トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万千五百七十八トン

二　冷凍牛肉　四万六千五十六トン

○財務省告示第三百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十一万二百九十トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十一万三百一トン

○財務省告示第三百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万九千二十四トン

二　冷凍牛肉　八万四千四百六十九トン

○財務省告示第三百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年十月一日

○財務省・農林水産省告示第二十四号

農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

第十二号中「中山間地域振興課」を「地域振興課」に改める。